

長野県特別支援教育研究連盟規約

昭和 36 年	11 月	18 日	設定
昭和 38 年	7 月	1 日	改正
昭和 42 年	4 月	28 日	改正
昭和 44 年	4 月	26 日	改正
昭和 51 年	5 月	20 日	改正
昭和 52 年	4 月	1 日	改正
昭和 58 年	5 月	19 日	改正
昭和 60 年	5 月	10 日	改正
平成 14 年	3 月	4 日	改正
平成 18 年	6 月	9 日	改正
平成 19 年	6 月	8 日	改正
平成 23 年	1 月	27 日	改正

- 第 1 条 この連盟は、長野県特別支援教育研究連盟という。
- 第 2 条 この連盟の事務局は、理事長の学校におく。
- 第 3 条 この連盟は、心身に障害のある児童生徒に対する教育と福祉の向上改善普及につとめ、その教育に関する研究を推進し、その発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業をする。
- 1 研究活動を強化するための連絡・協力・斡旋
 - 2 機関誌・図書・パンフレット等の編集
 - 3 研究会・協議会・講演・講習会等の開催
 - 4 関係団体との連絡・連携・提携・交渉
 - 5 その他適当な事業
- 第 5 条 この連盟の会員は、特別支援学級をもつ学校、特別支援学校、およびこの連盟の趣旨に賛同する個人、または研究団体とする。
- 第 6 条 この連盟に次の役員をおく。
- | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|-----|
| 理事長 | 1 名 | 副理事長 | 1 名 | 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2 名 | 幹事 | 若干名 | | |
- 第 7 条
- 1 理事長・監事は、理事会において選出する。
 - 2 副理事長は、1 名を理事会において互選する。
 - 3 理事は、各郡市より1名ずつ、特別支援学校よれ4名、必要に応じて専門部より若干名を選出する。
 - 4 幹事は理事会で委嘱する。
- 第 8 条 理事長は連盟を代表し会務を統括する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長がじこるときはその代理をする。
理事は理事会を組織し、この連盟の事業計画、予算、決算を審議決定する。
理事は、会務執行の補佐をする。
- 第 9 条 役員の任期は1カ年とする。ただし再任することができる。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
- 第 10 条 理事会は理事長がこれを招集する。
- 第 11 条 この連盟は年1回以上の研究協議会を開催する。
- 第 12 条 この連盟に支部をおく。
- 第 13 条 この連盟に必要に応じて専門部をおくことができる。
- 第 14 条 この連盟の経費は、会費・分担金・補助金等をこれにあてる。

- 第15条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 第16条 規約の変更は理事会の決議によって行う。
- 第17条 細則は別に定める。
- 第18条 この規約は昭和36年11月18日より実施する。

細 則

1. 第7条第2項の4ブロックは次のように規定する。
東信地区(佐久、上小)
南信地区(諏訪、上伊那、下伊那)
中信地区(塩筑、木曾、安曇野、北安、松本)
北信地区(上高井、中野・下高井、更埴、上水内、飯水、長野)
2. 第7条第3項の各都市は次の16とする。

① 佐久	② 上小	③ 更埴	④ 諏訪
⑤ 上伊那	⑥ 下伊那	⑦ 塩筑	⑧ 木曾
⑨ 安曇野	⑩ 北安	⑪ 松本	⑫ 上高井
⑬ 中野・下高井	⑭ 上水内	⑮ 飯水	⑯ 長野
3. 第12条に定める支部は原則として細則2による郡市別におき、支部事務局は理事の学校におく。
4. 第4条第2項に定める機関誌等の編集委員を若干名おく。
5. 第7条第3項については、平成23年度から難聴・言語障害教育部より1名を理事として選出する。